

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年3月6日

水曜日

第5202号

## 目次

<b>告 示</b>	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示	2
<b>公 告</b>	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	5
<b>監査委員公告</b>	
○監査の結果の公表	8
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表	9

## 告 示

### 富山県告示第85号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和6年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号、宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号、福島県郡山市中町11番5号、群馬県高崎市八島町 262番地、埼玉県さ	東京都新宿区新宿一丁目8番1号、宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号、福島県郡山市中町11番5号、群馬県高崎市八島町 262番地、埼玉県さ	令和6年3月13日

<p>いたま市浦和区高砂二丁目2番3号、千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3号、神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号、長野県長野市南県町1082番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号、三重県四日市市浜田町12番18号、大阪府大阪市中央区南本町三丁目4番15号、島根県松江市中原町6番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号、広島県広島市中区八丁堀15番6号、香川県高松市亀井町2番1号、愛媛県松山市三番町七丁目13番13号、福岡県福岡市博多区御供所町1番1号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号、長崎県長崎市万才町3番4号、鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号及び沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号</p>	<p>いたま市浦和区高砂二丁目2番3号、千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3号、神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号、長野県長野市南県町1082番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号、三重県四日市市浜田町12番18号、島根県松江市中原町6番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号、広島県広島市中区八丁堀15番6号、香川県高松市亀井町2番1号、愛媛県松山市三番町七丁目13番13号、福岡県福岡市博多区御供所町1番1号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号、長崎県長崎市万才町3番4号、鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号及び沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号</p>
--	---

(建築住宅課)

## 富山県告示第86号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年3月6日

富山県知事 新田 八朗

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町赤石字火尾7の1、7の2、16の1、16の2、字寒谷9、21、26、字登尾1の6、八尾町布谷字寒谷55

2 所在が不分明である通知の相手方

嘉藤三朗、左近俊夫、池田博成、池本久義、宮本祥示、副島俊信、青山登、小林国一、藤井浄、井波数信、野口信二、邑田一信、井波清太郎

3 通知の内容

1の森林について、令和5年12月13日富山県告示第438号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

令和6年2月8日から富山市役所に掲示した。

## 富山県告示第87号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町東松瀬字夫婦山11の1、11の2、15の2、20、22の1、24の1、24の2、字蛇腹2、13、61、71、字栃原8、9、15、21から23まで、25、26、26の2、30から34まで、35の1から35の3まで、字正木谷6、7、13、17、18、27、35、字卯通野1、5、6、10、13、17、19、21から24まで、字滝谷28、30、31、字口無谷10、11、14、15、31から33まで、八尾町布谷字悪谷31の47、31の49、31の71

---

---

## 2 所在が不分明である通知の相手方

井島吉政、熊本広市、熊本武雄、松宮清松、松田専次、水上由次郎、西田善治、谷村義信、邑田義二、邑田敏夫、山口兵太郎

## 3 通知の内容

1の森林について、令和5年12月20日富山県告示第445号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

## 4 森林法第189条による掲示

令和6年2月13日から富山市役所に掲示した。

### 富山県告示第88号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桐谷字北惣連18の8、18の11、19の7、字橋子田1の18、1の27、3の20、27の29、30の1から30の4まで、30の7から30の10まで、31の1、31の2、31の6、32の8、33の3から33の6まで、33の8、字助島13の1、字大赤12の17、12の35、字山葵6の50

## 2 所在が不分明である通知の相手方

割山清薫、孝井和博、佐々木正弘、山下吉庫、大谷憲正、大谷滋治、谷内正、尾定園江

## 3 通知の内容

1の森林について、令和5年12月20日富山県告示第446号で告示したとおり

---



れている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和6年3月15日 午後5時15分

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和6年3月6日から同年3月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和6年3月29日 午前10時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

### 5 開札の日時、場所等

## (1) 開札日時

令和6年3月29日 午前10時

## (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする各物品1式の1日分の賃借料と予定数量を乗じて得られる金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。  
(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

## 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年1月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月6日

富山県監査委員	山崎	宗良
富山県監査委員	亀山	彰
富山県監査委員	田中	篤人
富山県監査委員	高橋	正樹

## 1 県の機関

(1) 監査対象箇所		監査年月日
危機管理局	広域消防防災センター	令和6年1月22日
経営管理部	職員研修所	令和6年1月23日
生活環境文化部	消費生活センター	令和6年1月29日
厚生部	障害者相談センター	令和6年1月19日
商工労働部	計量検定所	令和6年1月30日
農林水産部	東部家畜保健衛生所	令和6年1月23日

監査対象箇所		監査年月日
教育委員会	県立図書館	令和6年1月26日
同	富山中部高等学校	令和6年1月30日
同	富山東高等学校	令和6年1月29日
同	富山視覚総合支援学校	令和6年1月30日
同	富山聴覚総合支援学校	令和6年1月22日

## (2) 監査対象年度

令和4年度及び令和5年度

## (3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

### <<注意事項>>

ア 歳入調定事務に不適正なものがあった。

イ 扶養手当の支給に誤りがあった。

## 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

令和5年8月31日付けで公表した監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月6日

富山県監査委員 山崎 宗良

富山県監査委員 亀山 彰  
富山県監査委員 田中 篤人  
富山県監査委員 高橋 正樹

(通知文)

財 第118号

令和6年2月16日

富山県監査委員 山崎 宗良 殿  
富山県監査委員 亀山 彰 殿  
富山県監査委員 田中 篤人 殿  
富山県監査委員 高橋 正樹 殿

富山県知事 新田 八朗

監査の結果に基づき講じた措置について (通知)

令和5年8月31日付け監委第66号で報告のあった監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(事務担当：経営管理部財政課調査係)

(別紙) 監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項	機関名	措置の内容
補助金の支出で多額の誤りがあった。	高齢福祉課	補助金の交付に係る事務を行う際には、交付要綱や取扱基準、関連通知等を改めて確認し、基準額や交付額の算定方法等を詳細かつ正確に把握したうえで審査を行うよう、課内に周知した。

工事中の事故による損害賠償があった。	流域下水道	今後は、地下埋設物管理者に事前に調査等の目的を明確に伝え、協議・確認するとともに、埋設物の台帳の信頼性が低い場合（台帳が古い、地形が変わっている等）には、地下埋設物管理者との協議により、必要に応じて試掘を実施し、埋設物が無いことを確認する。
--------------------	-------	--

